所沢市告示第４９１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第３項の規定により、下記のとおり指定納付受託者に係る変更届出を受理したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年１０月３０日

所沢市長　小野塚　勝俊

１　指定納付受託者の名称等

住　　所　　〒106-0041

東京都目黒区下目黒一丁目８番１号

名　　称　　アマゾンジャパン合同会社

代表者名　　社長 ジャスパー・チャン

２　変更事項

登記住所の変更

【新登記住所】東京都港区麻布台一丁目３番１号

【旧登記住所】東京都目黒区下目黒一丁目８番１号

３　変更日

令和８年１１月２日

所沢市告示第４９２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第３項の規定に基づき、指定公金事務取扱者より次のとおり届出があったので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年１０月３０日

所沢市長　小野塚　勝俊

１　指定公金事務取扱者の名称等

住　　所　　〒106-0041

東京都目黒区下目黒一丁目８番１号

名　　称　　アマゾンジャパン合同会社

代表者名　　社長 ジャスパー・チャン

２　変更事項

登記住所の変更

【新登記住所】東京都港区麻布台一丁目３番１号

【旧登記住所】東京都目黒区下目黒一丁目８番１号

３　変更日

令和８年１１月２日

所沢市告示　第　４９３　号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第１９条第６項の規定により、下記のとおり告示する。

令和８年１０月３０日

所沢市長　　小野塚　勝　俊

記

１　撤去した日　　令和８年１０月２６日

２　撤去した場所　　自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

３　撤去・保管台数　　５台

４　返　還　日　　同条例第２１条第２項に規定する告示の日より４４日間
（自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る）

５　返還場所　　喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町２番１２号
電話０４－２９２４－９４１９
月～土曜日（12/29～1/3を除く）
午前９：００～午後５：３０

６　問い合わせ先
（１）保管自転車について　　上記の該当する自転車保管場所
（２）それ以外　　所沢市市民部防犯交通安全課
電話０４－２９９８－９１４０

様式第10号

公示送達書

所沢市告示第　494　号

令和8年10月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長　　小野塚　勝俊

記

送達すべき書類		送達を受ける者
書類の名称	納税通知書番号	住所（所在地）及び氏名（名称）
令和8年度市税等過誤納金の還付・充当に係る通知書（市民税・県民税）		
令和8年度市税等過誤納金の還付・充当に係る通知書（固定資産税・都市計画税）		
令和8年度市税等過誤納金の還付・充当に係る通知書（国民健康保険税）		
令和6年度市税等過誤納金の還付・充当に係る通知書（国民健康保険税（特徴））		
令和4年度市税等過誤納金の還付・充当に係る通知書（市民税・県民税（年特））		

様式第１０号

公　示　送　達　書

所沢市告示第　495号

令和　8年10月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第２０条の２第１項の規定により公告します。

所沢市長　小野塚　勝俊

記

送達すべき書類		送達を受ける者
書類の名称	納税通知書番号	住所（所在地）及び氏名（名称）
令和　7年度 市民税・県民税・森林 督促状　過年度随時期1		

様式第１０号

公　示　送　達　書

所沢市告示第　496　号

令和　8年10月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第２０条の２第１項の規定により公告します。

所沢市長　小野塚　勝俊

記

送達すべき書類		送達を受ける者
書類の名称	納税通知書番号	住所（所在地）及び氏名（名称）
令和　8年度 市民税・県民税（特森） 督促状　6月		

所沢市告示　第４９７号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第１９条第６項の規定により、下記のとおり告示する。

令和８年１０月３０日

所沢市長　　小野塚　勝俊

記

１　撤去した日　　令和８年１０月２９日

２　撤去した場所　　自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

３　撤去・保管台数　　４台

４　返　還　日　　同条例第２１条第２項に規定する告示の日より４４日間
（自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る）

５　返還場所　　喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町２番１２号
電話０４－２９２４－９４１９
月～土曜日（12/29～1/3を除く）
午前９：００～午後５：３０

６　問い合わせ先
（１）保管自転車について　　上記の該当する自転車保管場所
（２）それ以外　　所沢市市民部防犯交通安全課
電話０４－２９９８－９１４０